

質問者 酒井 はやみ 議員

質問事項

1 どの子ども早期に貧困から抜け出せる対策を

- (1) 子どもの貧困は解決に向かっているか、各指標の5年間の推移は
こども課、福祉課、税務課、学校教育課
- (2) 「子どもの生活実態調査」の結果を踏まえて、早期解決に向けて取り組む考えは
こども課、住民生活課、学校給食センター、学校教育課、生涯学習課

【答 弁】

酒井議員のご質問にお答えいたします。

1 どの子ども早期に貧困から抜け出せる対策を

「どの子ども早期に貧困から抜け出せる対策を」についてであります。

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、国は、同年8月に子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子どもの貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、27年12月には北海道において、「北海道子どもの貧困対策推進計画」が策定されております。

令和元年6月には、法律の一部が改正され、児童の権利条約の精神にのっとり推進することなどが明記されたとともに、市町村に対し、「貧困対策計画」を策定する努力義務が課されたところであり、同年10月に実施した「幕別町子どもの生活実態調査」の結果を踏まえ、本年3月に「子どもの貧困対策計画」を盛り込んだ、「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであります。

(1) 子どもの貧困は解決に向かっているか、各指標の5年間の推移は

ご質問の1点目、「子どもの貧困は解決に向かっているか、各指標の5年間の推移は」についてであります。

一つ目の「子どものいる生活保護世帯と子どもの数」についてであります。

各年4月1日時点の子どものいる生活保護世帯数とその子どもの数は、平成27年は38世帯で72人、28年は39世帯で68人、29年は31世帯で62人、30年は32世帯で63人、31年は25世帯で55人であります。

二つ目の「子どものいる住民税非課税世帯と子どもの数」についてであります。

各年1月1日時点の子供のいる住民税非課税世帯と子供の数は、28年は338世帯で568人、29年は316世帯で519人、30年は310世帯で519人、31年は269世帯で458人、令和2年は249世帯で416人であります。

三つ目の「ひとり親世帯数と子どもの数」についてであります。

各年3月末時点のひとり親世帯とその子どもの数は、平成27年は399世帯で607人、28年は396世帯で595人、29年は372世帯で536人、30年は359世帯で516人、31年は337世帯で484人であります。

四つ目の「児童扶養手当を受給している子どもの数」についてであります。

各年4月1日時点の児童扶養手当の支給対象児童数は、平成27年は513人、28年は496人、29年は449人、30年は428人、31年は408人であります。

五つ目の「就学援助利用の子どもの数」についてであります。

各年3月末時点の就学援助認定者数についてであります。小学生では、平成27年は267人、28年は253人、29年は248人、30年は240人、31年は210人であり、中学生では、27年は171人、28年は181人、29年は187人、30年は164人、31年は151人あります。

(2) 「子どもの生活実態調査」の結果を踏まえて、早期解決に向けて取り組む考えは

ご質問の2点目、「子どもの生活実態調査」の結果を踏まえて、早期解決に向けて取り組む考えは」についてであります。

一つ目の「ひとり親家庭の親の医療費の助成拡大」についてであります。

本町では、北海道が実施するひとり親家庭等に対する医療給付事業を活用して、親に対する入院と指定訪問看護に要する医療費の助成を行っております。

医療費については、依然として増加傾向にあります。本町では、次代を担う子どもたちの健やかな成長と安心して子どもを育てられるまちづくりを推進するため、平成27年10月から中学生まで医療費の無料化を拡大するなど、子どもに対する支援策を優先的に講じているところであります。

このようなことから、ひとり親家庭の親に対する医療費助成につきましては、現行の制度を継続することとし、今後も国に対して、全国統一的な制度化を図るなど適切な措置を講じるよう全国町村会を通じて要望を続けてまいりたいと考えております。

二つ目の「ひとり親家庭の実態・要望調査」についてであります。

北海道が平成29年8月に実施した「ひとり親家庭生活実態調査」では、本町を含む道内25市59町が対象となっており、ひとり親家庭の親の仕事や家計の状況、子育てや養育費の状況などを調査しており、また、本町が30年10月に実施した子ども生活実態調査では、ひとり親家庭からの回答も含まれているなど、ひとり親家庭の子供の教育、生活状況、親の就労状況や経済状況等について、きめ細やかに捉えているところであります。

また、本町では、子どもの貧困対策を効果的に進めるため、子育てや教育に関わる現場において、生活困窮に関する相談があった場合は、関係部署からの連絡により福祉課が生活状況の把握と生活面の相談を行う体制を整えていることなど、ひとり親家庭の要望等を把握し、要望に沿った支援を行っているところであります。

三つ目の「低所得世帯への学校給食費の助成」についてであります。

学校給食費は、「学校給食法」で学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する費用は学校設置者が負担し、これ以外の学校給食に要する経費すなわち食材費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と定められており、受益者負担の観点から法の規定に基づき、学校給食費として保護者に負担していただいております。

学校給食に係る町独自の支援といたしましては、地産地消の推進と児童生徒の本町への愛着、地域理解を深めることを目的に、平成21年度から実施しております地場産食材購入費として、現在1食当たり8円を町が負担し、保護者負担の実質的な軽減が図られているところであります。

低所得世帯への学校給食費の助成についてであります。生活保護世帯や就学援助の認定を受けた世帯の児童生徒につきましては、保護費や扶助費として給食費が措置されており、対象者は本年3月1日現在で323人、児童生徒の7人に1人は就学援助を受けているところであり、引き続き現行制度を活用し、低所得世帯への支援を行ってまいりたいと考えております。

四つ目の「就学援助制度の丁寧な周知と、対象の拡大」についてであります。

はじめに、就学援助制度の周知についてであります。平成29年度から、就学援助の費目のうち新入学児童生徒学用品費を入学前に支給していることから、新小学1年生の保護者に対しては、制度内容や手続きについての説明資料と「就学援助申請書」を直接郵送するとともに、1日体験入学の際にも配付しており、その他の学年については、年度前に学校を通じて「就学援助申請書」等を保護者に配付の上、

周知しているところであります。

さらに、町のホームページと広報紙に制度内容について掲載しているほか、福祉相談窓口などにおいて、児童生徒のいる方には「就学援助制度」について説明をしており、今後も就学援助制度について丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、対象の拡大についてであります。就学援助の対象者は、「生活保護法」による要保護者と、市町村教育委員会が認定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方、いわゆる準要保護者とされております。

準要保護者の認定要件については、「地方税法」や「児童扶養手当法」などの法的根拠の9項目に該当するかどうか、あるいは現に生活状態の困窮が認められる方を基準として判定しているところであります。

この判定の際、生活状態の困窮の判断基準として「生活保護法」に準じて算出した「需要額」と前年1年間の「収入額」をもとに計算した額が、生活保護基準の1.3倍未満の方を認定することとしており、また、生活保護基準の1.3倍以上の方であっても、当該年において会社の倒産等により急激に収入が減少した場合など、申請者の生活実態等を勘案した上で判定しており、きめ細かな対応を行っているところであります。

また、現在の支給基準である1.3倍については、全国的にみても平均的な判断基準となっていることから、引き続き現在の支給基準で認定してまいりたいと考えております。

五つ目の「「学び隊」の事業拡大」についてであります。

「学び隊」につきましては、平成20年度から、小学校4年生から6年生を対象に、夏休みや冬休みの各6日間の日程で、宿題や自由研究のサポートのほか、施設見学を行うなど、長期休業中の幅広い学習支援として開設しているところであり、本年度におきましても、退職教員や地域の方々のほか、帯広大谷短期大学の学生にもご協力いただくなど、子供たちの居場所づくりにもつながっているものと考えております。

開設当時は2会場で参加者が28人、平成27年度においては、忠類会場を開始し、5会場で173人の申込みがありました。本年度の参加状況につきましては、申込みのなかった会場もあり、札内地区の2会場のみで109人でありました。

現在、町内全ての小学校におきまして、長期休業中の学習支援を実施していることから、日程が重なることにより「学び隊」への参加が減少している状況であります。

すが、今後は、各小学校と日程調整を行うとともに、内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

六つ目の「事業の進行状況と課題を掌握し、毎年着実に貧困解決を推進する体制づくり」についてであります。

令和2年度を始期とする5か年計画の「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」については、これまでの計画と同様に、毎年度、各支援策の実施状況について点検及び評価を実施し、課題の抽出を行い、相談及び生活支援や経済的支援などの貧困対策に係る26項目の支援策を進めていくことが重要であります。

このため、担当部署のみならず、福祉、教育、医療等の関係部署が課題等を共有し、役割分担と連携を密にしながら、着実に貧困の解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。